「労働保険料算定基礎賃金等の報告」であれば

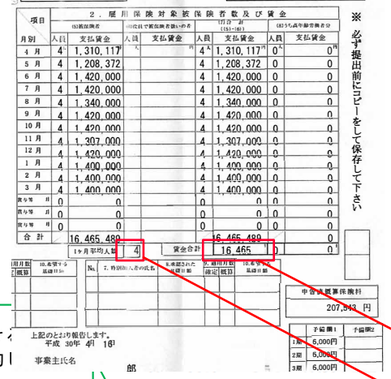

※ 必ず提出前にコピーをとって保存して下さい

「労働保険概算・確定保険料（一般拠出金）申告書」であれば

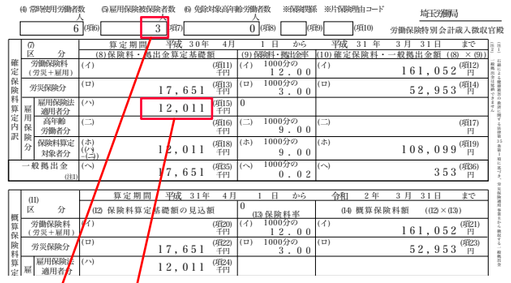

様式特第9号より

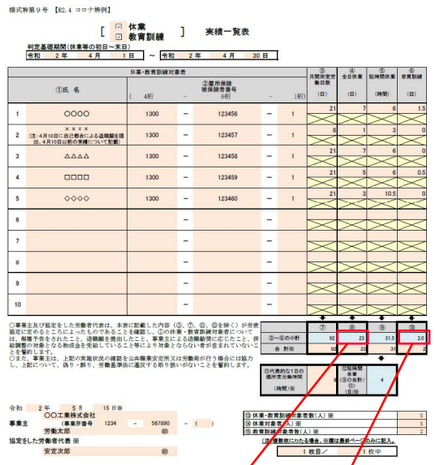

事業所の前年度におけ
月末の被保険者数を平均
してください。

(4)欄の平均賃金額に休業等協定書において定めた手当等の支払い率を乗じて求めた額を記入する。
基本給とその他手当との支払い率が異なる場合は、低い方の支払い率を使って算定してください。

令和２年３月１日時点で日額の最高額は8,330円です。
※ 日額の最高額は今後変更になる場合があります。

雇用調整助成金を申請した大企業事業主の方は２/３（中小企業事業主の方は４/５）、また、解雇等を行わない場合には大企業事業主の方は３/４（中小企業事業主の方は９/10）が適用されます。

月間延日数を記入してください（様式特第９号の各合計欄と一致します。

本様式は自動計算機能が付いていますので、この機能を使用する方はピンク色のセルのみ入力してください。
（青色のセルは自動計算されます。）

※ この様式による申請が２回目以降である場合、(1)～(4)までは省略して差し支えありません。
各欄の端数については(4)及び(6)～(8)は切り上げ、(2)、(3)欄は小数点以下を切り捨ててください。

7．【雇用調整助成金助成額算定書記載例】

（新型コロナウイルス感染症関係）

雇用保険の適用事業所番号を記載してください。

直近の「労働保険料確定申告書（※）」の確定保険料算定内訳欄（雇用保険分）に記載している賃金総額を記入してください。

※ 事務組合に委託している場合は、「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」から記入してください。

雇用調整助成金助成額算定書

（事業所名）	○○工業株式会社	（事業所番号）	1234-567890-1
（１） 前年度１年間の雇用保険の保険料の算定基礎となる賃金総額	13,500,000 円		
（２） 前年度１年間の１箇月平均の雇用保険被保険者数	5 人		
（３） 前年度の年間所定労働日数	259 日		
（４） 平均賃金額 [(1)/ ((2)×(3))]	10,425 円		

	休業 全日	休業 短時間	教育訓練
（５） 休業手当等の支払い率 ※就業規則、休業等協定によって定められた、休業手当の支払率又は教育訓練中の賃金の支払い率。	85 %	85 %	100 %
（６） 基準賃金額 [(4)×(5)]	8,862 円	8,862 円	10,425 円
（７） １人日当たり助成額単価 [(6)×助成率（ 9/10 ）] ※基本手当日額の最高額を超える時は当該最高額。	7,976 円	7,976 円	8,330 円
（８） 月間休業等延日数 ※様式特第９号の⑧、⑫及び⑩欄から転記。	①（９号⑧から転記） 23 人・日	②（９号⑫から転記） 4 人・日	③（９号⑩から転記） 2 人・日
（９） 教育訓練に係る加算額 [(8)×加算額（ 2,400 円）]			4,800 円
（10） 支給を受けようとする助成額 [休業の場合(7)×(8)] [教育訓練の場合(7)×(8)＋(9)]	183,448 円	31,904 円	21,460 円
（11） (10)の小計	④ 215,352 円		⑤ 21,460 円
（12） (11)の合計	236,812 円		

※ （１） 欄は千円未満の端数を切り捨てた値、（２） 及び （３） 欄は小数点以下の端数を切り捨てた値、
（４） 及び（６） ～ （８） 欄は小数点以下の端数を切り上げた値を記入して下さい。

部署や勤務形態毎に当該所定労働日数が異なる場合は、その部署等に従事する年度末の労働者数等（※）により加重平均をした全労働者の平均年間所定労働日数を記入してください。

（例）
Ａ部署 従業員 ２人……所定労働日数252日
Ｂ部署 従業員 ３人……所定労働日数264日

$$\frac{(2人\times252日)+(3人\times264日)}{5人}=259日$$

ただし、休業等協定による休業手当等の算定に当たって、賃金の日割り計算において、所定労働日数によらず、所定労働日数より大きな任意の日数や暦日数を用いる場合は、365日と記入してください。
なお、小数点以下の端数が生じた場合は、切り下げてください。
※ (3)の分母は、年度末の人数で計算するため、(2)と(3)の分母の人数は、一致しない場合があります。

(1)欄の賃金総額を、(2)欄の前年度１年間の１か月平均雇用保険被保険者数に(3)欄の前年度の年間所定労働日数を乗じて得た人日数で除して求めた額を記入します。
なお、小数点以下の端数が生じた場合は、切り上げてください。

雇用調整助成金を受給される事業主の方が教育訓練を行った場合は、大企業事業主の方は1,800円（中小企業事業主の方は2,400円を選択してください。

裏面がありますので、必ず助成額算定書の裏面を読んだ上で申請してください。